

IV 用語集

(※) 第1章～第3章の関連用語を掲載しています。

【ア行】

○アセットマネジメント [8頁]

下水道事業等により整備された施設について、維持管理等をどのように効率的に行うのかといった技術的体系及び経営管理手法を一体的にマネジメントする手法。

○汚水処理施設共同整備事業（MICS） [14頁]

下水道施設を利用することが効果的な場合において、効率的な汚水処理の促進に資することを目的として、下水道及び他の汚水処理施設（農業集落排水施設など）が共同で汚水処理するための国土交通省所管の交付金事業。

なお、対象とする処理人口及び処理水量の2分の1以上を下水道事業が対象とする地域など、事業実施に当たり一定の条件がある。

○汚水処理人口 [4、5、8、9、17、18、20、21頁]

下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽が利用できる人口。

○汚水処理人口普及率 [4、5、9、17、18、20、21頁]

行政区域内人口のうち、下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽により汚水処理が可能な人口割合。

【カ行】

○合併処理浄化槽 [11頁]

下水道、農業集落排水に接続しない個人宅等に設置される汚水処理施設で、し尿と生活雑排水を併せて処理する方式を合併処理浄化槽という。

なお、し尿のみを処理する方式を単独処理浄化槽というが、平成12年の浄化槽法改正により単独処理浄化槽の設置はできなくなった。このため、一般的に浄化槽という場合には、合併処理浄化槽のことをいう。

○管渠 [9、11頁]

汚水等を収集し、処理場まで排除するための施設。材質はヒューム管や塩化ビニル管など多種にわたる。

○企業会計 [8、15、27、28頁]

企業に適用される会計。現金主義、単式簿記の官公庁会計に対し、発生主義、複式簿記で経理を行う。決算時は、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表によって資産、経営状況が示される。

○企業債 [15頁]

地方債の一つで公営企業債のこと。管路や施設の建設改良事業などの資金にするために国などから借り入れる借金。

○起債元利償還金（額） [15、27頁]

企業債の償還元金とその借入利息。

○経営計画（経営戦略） [2、5、8、15、17、18、27頁]

「経営戦略」とは、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくため、各公営企業の実情に対応した中長期的な視野に立ち、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るための、経営基本計画。

本構想では、各市町村が「経営計画」として収支予測を行ったが、総務省から「経営戦略」の策定が要請されており、本構想と整合を図りつつ、別途取り組むこととなる。

○下水熱 [13、25頁]

下水の水温は、大気に比べ年間を通して安定しており、冬は暖かく、夏は冷たい特徴があり、この下水水温と大気温との差（温度差エネルギー）を下水熱という。

下水熱を冷暖房や給湯等に活用することで、省エネ・CO₂排出削減効果が期待される。

○下水道総合地震対策 [21頁]

地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進める対策。

○公共下水道 [14、16頁]

次のいずれかに該当する下水道をいう。

- ・主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。（下水道法第2条3のイ）
- ・主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの。（下水道法第2条3のロ）

○広域連合 [14頁]

複数市町村間の様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するとともに、権限委譲の受け入れ体制を整備するための組織。

○湖沼水質保全計画 [10頁]

湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第4条の規定に基づき環境大臣が指定した湖沼について、国の定める湖沼水質保全基本方針に従い都道府県知事が策定した計画。

○コミュニティ・プラント [5頁]

し尿及び生活雑排水を処理するため、新規に開発される団地や既存の小集落等の地域単位で市町村が設置する施設。

○コンポスト [14頁]

緑農地利用のために、脱水ケーキを好気性醗酵させ安定化したもの。

【サ行】

○災害時維持修繕協定 [11頁]

施設の維持・修繕を的確に行う能力を有すると認められる者と下水道管理者が結ぶ協定。災害時に下水道法第16条に基づく施設の工事・維持に係る下水道管理者の承認が不要となるため、迅速な復旧が可能となる。

平成27年11月に改正された下水道法に定められた。

○再生可能エネルギー [13、24頁]

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないエネルギー。

○財政力指数 [15頁]

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、財源に余裕がある。

○事業管理計画制度 [8、15頁]

今後、人口減少による使用料収入の減少等が想定される中、汚水処理、雨水排除等の必要なサービス水準を持続的に提供していく必要がある。そのため、「施設（モノ）」の管理のみならず、それらを持続的に提供していくための「管理体制（人）」、「経営（カネ）」も重要な要素として一体的にとらえ、人・モノ・カネの持続的なマネジメントを計画する制度。

○11条検査 [11頁]

浄化槽法第11条で義務付けられる毎年1回の浄化槽の水質に関する定期検査。

○集合処理 [5、8、11、21頁]

下水道、農業集落排水のように地域ごと、集落ごとに汚水処理を行う処理方法。浄化槽のように世帯ごとに行う汚水処理方法は個別処理という。

○消化ガス（発電） [8、13、24、26頁]

下水汚泥を発酵して得られるガス。ガスは主にメタン、二酸化炭素で構成される。

また、消化ガスの有効利用として、下水処理場内でメタンを利用した発電を長野県内では4処理場（平成26年度末現在）で実施している。

○処理区 [4、5、8、10、16、21、22頁]

下水道法第4条の事業計画で定められた汚水処理区域。

○スケールメリット [16、26、29頁]

規模を大きくすることによって得られる効果や利益。

○ストックマネジメント [8、9、21、23頁]

持続可能な事業の実施を図るため、目標とする明確なサービス水準を定め、生活排水施設全体を対象にその状態を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的にとらえて施設を計画的に管理すること。

○性能発注方式による包括的民間委託 [15頁]

包括的民間委託とは、下水処理サービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための新たな方式であり、「性能発注方式であること」に加え、「複数年契約」であることを基本的な要素として、民間事業者に下水処理場等の維持管理を委託すること。

なお、性能発注方式とは、発注者が定めたサービス水準を提供する具体的な方法等は、民間事業者の裁量に任せられる発注方式のこと。

○接続率 [8、15、27頁]

「下水道等が整備された人口」に対する「下水道等への接続が完了した人口（接続人口）」の割合。

下水道法第11条の3では、「処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日（供用開始日）から3年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。）に改造しなければならない。」とされている。

【夕行】

○炭化 [14、24、26頁]

炭化とは、脱水污泥を低酸素又は無酸素状態で加熱し熱分解させ、炭素を主体とした残渣を生成すること。生成された炭化製品は、多孔質で、表面積が大きく、植物に供給しやすい形態のリンを多く含むといった特徴があるため、土壌改良材、肥料等の有効利用が可能となる。

○長寿命化計画 [8、9、21、23頁]

事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的として、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、予防保全的な管理を行うとともに、長寿命化を含めた計画的な改築等を目的とした計画。

○特定下水道施設共同整備事業（スクラム） [14頁]

下水道整備の円滑な促進に資することを目的として、地方公共団体が共同で下水道施設を設置し、利用する国土交通省所管の交付金事業。

○都道府県構想 [2頁]

下水道、農業集落排水、浄化槽等それぞれの汚水処理施設の有する特性や、地域の実情に応じた効率的な整備手法の選定等を行うとともに、将来にわたって持続可能な汚水処理施設を目指す都道府県単位で策定するプラン。

【ナ行】

- 農業集落排水施設 [8、10、14、16、21、22、23、24、27、29頁]
農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水进行处理する施設。

【ハ行】

- バイオマス [3、4、5、8、12、13、17、18、20、24、26、29頁]
生物資源 (bio) の量 (mass) を表し、再生可能な生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く)。
- BCP (業務継続計画) [8、11、21、23頁]
自然災害や事故などにより被害を受けても、重要な事業を中断せず、中断しても早期に復旧させる計画。

【マ行】

- 未普及地域 [4、8、9、21、23頁]
汚水処理施設の普及が行われていない地域。

【ヤ行】

- 有収水量 [8、15、29頁]
使用料収入の対象となる汚水量。

【ラ行】

- ライフサイクルコスト [9、21頁]
施設の建設に要する経費に、維持管理費、処分費を合計した金額。
- 流域下水道 [2、6、14、29頁]
次のいずれかに該当する下水道をいう。
- ・専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの (下水道法第2条4のイ)
 - ・公共下水道により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの (下水道法第2条4のロ)

○流域下水汚泥処理事業 [14頁]

近年の下水道整備の進捗に伴い、下水汚泥の安定した処理処分を図るため、焼却等による減量化や建設資材化等による有効利用が必須となっているが、これらの推進に当たっては、ある程度集約して処理することが、技術的、経済的に有利となる場合が多く、公共下水道から発生する下水汚泥を流域下水道から発生する下水汚泥とまとめて処理する事業をいう。

○流域別下水道整備総合計画 [10頁]

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、水質の汚濁に係る環境上の条件について生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準(水質環境基準)が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定める要件に該当するものについて、下水道法第2条の2の規定に基づきその環境上の条件を当該水質環境基準に達せしめるため、それぞれの公共の水域又は海域ごとに、都道府県が定める下水道の整備に関する総合的な基本計画のこと。

○リン回収 [12、25頁]

下水汚泥の肥効成分には、他の有機質肥料に比べ窒素、リン酸、石灰(石灰系脱水汚泥の場合)が多く、カリが少ないという特徴がある。

このため、下水汚泥の有効利用促進、世界的な食糧需要急増によるリン不足への懸念等から下水汚泥に含まれるリン回収を行う取組。